

京極町いじめ防止基本方針（平成 26 年 7 月）

（令和 5 年 8 月改定）

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長を及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

京極町においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、「いじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り抜く」という断固たる決意で、その防止と対策に当たってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の施行を受けて、改めて、児童生徒の尊厳を保持するため、学校、地域、家庭その他の関係機関との連携の下、いじめの防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、「京極町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という。）としてまとめ、ここに策定するものである。

第 1 章 いじめの防止等に対する基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- （１） いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることを鑑み、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがおこなわれなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- （２） いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行ったり、はやし立てたりせず、及びこれを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- （３） いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護することが最も重要であり、並びにいじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域、関係機関の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- （４） 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、トラブルや問題を解決し、人間関係を修復していく力を身につけ、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育まなければならない。

2 いじめ防止基本方針策定の目的

町基本方針は、前項の基本理念の下、いじめの防止等のための対策を町民が相互に協力しながら広く社会全体で進め、法に規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより、町全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われた。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（１） いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にある児童生徒のストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対応できる力を育む観点が必要である。

さらに、いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題である。児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、

「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成を図る取組を行うことも必要である。

加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

(3) いじめの対処

いじめの発生が確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校全体での組織的な対応を可能とするような体制を整備しなければならない。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、保護者が子どもの教育について第一義的責任を負い、いじめを行うことのないよう、規範意識等を養う指導に努めるとともに、学校と家庭、地域との連携が必要である。

例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティー・スクール）を活用したりするなど、いじめ問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

学校や教育委員会において、いじめに関係した児童生徒に対して、必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）と適切に連携していくことが必要である。

第2章 いじめの防止のために京極町が実施する施策

1 「京極町いじめ防止委員会」の設置

町基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の内部組織として「京極町いじめ防止委員会」（以下、「防止委員会」という）を設置する。

防止委員会は、国の基本方針において、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合、学校の設置者としての調査組織とすることが望ましいとされていることから、その調査組織を兼ねるものとし、よって、組織の構成も調査を前提として、指導室長、教育アドバイザー、スクールカウンセラー等の専門的知識及び経験を有する者で構成することを基本とする。

なお、調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

2 「京極町いじめ再調査委員会」の設置

法第28条第1項による重大事態に係わる調査結果の報告を受けた町長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係わる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果に対する調査（以下「再調査」という。）を行うため、「京極町いじめ再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置することができる。

組織の構成は、学識経験を有する者、いじめ防止等に関する知見を有する者等の専門的知識及び経験を有する者で構成することを基本とし、調査に係わるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により公正するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

3 町が実施する取組

（1） いじめの防止

① 道徳教育及び体験活動等の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心を通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に図るために指導・助言を行う。

② 児童生徒の主体的な活動の推進

児童生徒が学級活動や児童（生徒）会活動の中で、いじめの防止等のために自主的に行う活動を支援する。

③ 教職員の資質能力の向上

いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう「生徒指導連絡会議」においていじめに関する研修や情報交流を行うとともに、教職員のいじめの問題に関する資質能力の向上を図る。

④ 広報・啓発活動

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係わる相談等について広報・啓発活動を行う。

(2) いじめ早期発見

① 児童生徒への定期的な調査等の実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査等を行う。

② いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制の周知

児童生徒及び保護者がいじめに係わる相談を受け付ける体制を、リーフレットや相談カードなどの配布によって周知する。

③ スクールカウンセラー等による相談体制

教育委員会指導室に在籍している教育アドバイザーを活用するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを、それぞれ学校へ派遣するなど、児童生徒及び保護者からの相談を受ける体制の充実を図る。

(3) いじめへの対応

① 学校への支援

教育委員会は、学校に対して、いじめ防止、いじめの早期発見およびいじめへの対応に関し、必要な指導・助言を行う。

また、学校だけでは解決が困難な事案等に対して、支援チームのメンバーを派遣し支援するとともに、必要な調査等を行い、いじめ解決のための対応に当たる。

② 警察との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

③ 学校間の連携

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、教育委員会が学校間の連絡を取り、連携協力体制を構築する。

④ インターネット上のいじめの対処

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、当該学校に直ちに連絡を取り早期対応を行う。

また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめ防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して講演会を開催したり、資料を配布したりするなど啓発活動を行う。

⑤ 出席停止などの措置

教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合も含む。)の規定に

基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

(4) 学校や教職員の評価

教育委員会は、学校評価及び教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無や多少のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等について評価するよう、学校に必要な支援や指導・助言を行う。

4 その他の事項

(1) 基本方針の内容の見直し

必要に応じて、京極町いじめ防止基本方針の見直しを行う。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

1 学校のいじめ防止基本法の策定

学校は、国の基本方針や北海道の条例及び北海道並びに町が策定した基本方針を参考にして、その学校の事情に応じ、どのようないじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を「学校のいじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）として定める。

2 学校におけるいじめの防止対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員等によって構成される組織（以下「いじめ対策組織」という。）を置くものとする。

また、必要に応じて、スクールカウンセリング又はスクールソーシャルワーカー等の学校関係者を構成員に加えるなど、校長が実情に応じて定めるものとする。いじめ対策組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

3 学校が実施する取組

(1) いじめの防止

① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。

また、児童生徒に対しても、様々な教育活動で全教職員が、いじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。

② 思いやりやコミュニケーション能力の育成

児童生徒に他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、周囲の友人や教職員との信頼関係を築くことにより、規律正しい態度や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進する。

③ 自己有用感や自己肯定感の育成

児童生徒の自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を醸成する。

④ 児童生徒自らの学びや取組

児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、自らいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

⑤ 指導の在り方

教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払うなど、いじめへの対応力の向上に努めながら、児童生徒が元気で明るく学校生活を送れることができる学校づくりを推進する。

(2) いじめの早期発見

① いじめの積極的な認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないのかとの視点を持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。

② 児童生徒の変化の把握

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、情報の共有に努める。

③ アンケート調査と教育相談

定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校におけるいじめ対策組織を活用し、組織的に対応する。

また、教育委員会に報告するとともに、事案によっては児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上退所する。

① いじめを受けた児童生徒への対応と支援

ア いじめを受けた児童生徒の心的な状況等を十分確認し、いじめを受けた児童生徒及び情報を提供してくれた児童生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実確認を複数の教職員で正確に聞き取る。

イ いじめを受けた児童生徒にとって信頼のできる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、いじめを受けた児童生徒に寄り添える体制を構築し、状況に応じて、教育アドバイザーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得ながら支援する。

ウ いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った児童生徒を別室において指導し、状況に応じて出席停止制度を活用するなど、いじめを受けた児童生徒が落ち着いて学習できる環境を整備する。

エ いじめを受けた児童生徒が、いじめを行った児童生徒との関係改善を望む場合には、学校教職員や保護者が同席の下、謝罪・和解の機会を持つなどして、関係修復を図る。

オ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折りに触れ状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を行う。

② いじめを行った児童生徒への指導

ア いじめを行ったとされる児童生徒から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、教職員が連携し、必要に応じて教育アドバイザーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。

イ 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者の双方が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

ウ いじめを行った児童生徒には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分理解させ、謝罪を含め自らの行為の責任を自覚するよう指導する。

エ 指導生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して以後のいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、警察との連携による措置も含め、対応する。

オ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、指導生徒に対して、適切に懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた指導生徒が自ら行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

③ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを受けた者やいじめを加えた者に対する指導だけでなく、いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとはいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

また、はやしたてたり面白がったりするなど同調していた児童生徒や、周辺で暗黙の了解を与えるなど傍観していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担したり潜在化したりする行為であることを十分に理解させる。

なお、集団で特定の児童生徒を無視したり、いやな役回りを押しついたりするような雰囲気広がることのないよう、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を培う。

④ インターネット上のいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童生

徒への情報モラル教育の充実に努める。インターネット上のいじめを認知した場合、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携し対応する。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもつて安易に解消せず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断する。

- ① いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が、少なくとも3ヶ月止んでいる状態が継続していること。
- ② いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、面談等を行った結果、いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

(5) 取組についての学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の達成目標を設定し、学校評価において達成状況を評価する。

① 達成目標の設定

達成目標は、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等に係わる項目を設定し、達成状況を評価する。

② 取組の改善

評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

(6) 特に配慮が必要な児童生徒

下記の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ① 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒。
- ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒。
- ③ 性同一性障害や性的傾向・性自認に係わる児童生徒。
- ④ 東日本大震災や原子力発電所事故など、災害等により被災あるいは避難している児童生徒。

第4章 重大事態への対処

いじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）に則り適切に対応する。

1 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 児童生徒が自殺を企図した場合。
 - 身体に重大な障害を負った場合。
 - 金品等に重大な被害を被った場合。
 - 精神性の疾患を発症した場合。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、相当期間とは文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

また、重大事態への対処にあたっては、いじめを受けた児童生徒や保護者から申し立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを町長に報告する。

3 調査主体と調査組織

重大事態の調査は、学校が主体となって行う場合と教育委員会が主体となって行う場合が考えられる。

なお、学校が主体なって調査を行った場合でも、その後、教育委員会が必要と認めるときには、教育委員会に設置する支援チームによって調査を行う。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に設置したいじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法で調査を行う。

(2) 教育委員会が主体となって調査を行う場合

従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどから、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止のために必要と判断される場合には、教育委員会が主体となって調査を行うものとする。

この場合、町基本方針第2章1により設置される支援チームを調査組織とする。

4 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

（１） いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒の話を十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うなどが考えられる。この際、当該児童や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害指導生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童生徒に対しては、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

（２） いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該児童生徒の保護者の話を十分に聴取するとともに、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

5 その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会において出席停止の措置や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。

さらに、学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者へのケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

6 調査結果の提供及び報告

（１） いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報の提供

学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(2) 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

7 再調査結果の説明及び措置等

(1) 再調査結果の説明

再調査委員会は、町基本方針第2章3により再調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適宜・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は再調査の結果を機会に報告するものとする。議会に報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。